

平成22年 4 月 7 日

国立大学法人北海道大学

会計監査人候補者の選定に関する公告

次に掲げる事項により、国立大学法人北海道大学における平成22年度～24年度の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を行う会計監査人の候補者を募集します。

1. 応募する者に必要な資格

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第41条に定める資格を有する者（監査法人又は公認会計士）であること。

2. 応募説明書の交付場所

国立大学法人北海道大学監査室

3. 選定に関する書類の提出期限及び場所

平成22年4月19日（月）17時00分（郵送による場合は必着）

国立大学法人北海道大学監査室

4. 選定方法

（1）応募者から提出された書類を総合的に勘案し候補者を選定する。

5. その他の事項

（1）詳細は、応募説明書による。

（2）今回の候補者の選定は、平成22年度から24年度の複数年に亘る候補者の選定となります。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約になります。

また、選定された者が行政処分を受けるなど特段の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

平成23年度以降については、毎年度、候補者より監査計画書をご提出いただきます。本学においてその内容を確認し、適切である場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。なお、毎年度選任されるとは限りませんので、選任されない場合は、改めて候補者の見直しを行いますので、ご留意願います。

【本件に関するお問い合わせ先】

〒060-0808

札幌市北区北8条西5丁目

国立大学法人北海道大学監査室

電話：011-706-2106

応募説明書

国立大学法人北海道大学における平成22年度～24年度の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査業務を受嘱可能と判断し、本学の会計監査人として文部科学大臣による選任を受けるため、会計監査人候補者となることを希望する者は、下記により書類を提出してください。

記

1. 応募資格

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者であること（監査法人又は公認会計士であり、会社法第337条第3項及び公認会計士法その他諸法令における欠格事由に該当する者でないこと）

2. 提出書類及び部数

(1) 応募者の概要 10部

- ① 別紙により作成のこと。
- ② 応募する者が公認会計士の場合は略歴、監査法人の場合は法人の概要を記載したパンフレット等を添付すること。

(2) 監査計画書 10部

- ① 様式は任意とするが、必ず次の内容を含めること。
 - ・ 監査実施体制
 - ① 監査計画
 - ② 監査手法
 - ③ 監査実施日程（工程ごとの人員数、往査予定部署と時期を含む。3年度を通じた計画等）
 - ・ 監査チームの構成（監査チームの構成表、各要員の職務経験、国立大学法人における監査業務実績等）
 - ・ 日本公認会計協会の定める監査の品質管理に関する指針に則した品質管理体制
 - ・ 監査における助言・指導的機能
- ② 監査計画書には会計監査人として文部科学大臣に選任された後、本学と締結する監査契約の対象とする内容を記載すること。

(3) 監査費用見積書（平成22年度～24年度分） 各1部

- ① 様式については任意とするが、必ず監査計画書に基づく算定内訳（年度ごとに、監査業務工程、延べ人日数、要員クラス別に人員数・単価等）を記載するとともに、算定の基礎となった報酬基準が有る場合には添付すること。

平成23年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により見積費用に変更が生じる場合には、当該年度の監査計画書に詳細な理由を付して明記す

ること。

- ② 旅費、交通費、平成21年度の会計監査人との引継のため生じる費用等、
本学の監査業務を行うために必要となる一切の経費を含めるものとする。
- ③ 監査日数等に変更が生じた場合の具体的な処理の考え方を記載すること。
※上記の書類の外、必要に応じ追加書類の提出を求めることがある。

3. 書類の提出期限及び提出方法

平成22年4月19日（月） 17時00分

持参又は郵送によるが提出期限までに必着のこと。

4. 本件に関する問い合わせ先及び書類の提出先

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西5丁目

国立大学法人北海道大学

監査室係長 花島 純 (TEL 011-706-2106)

5. 選定方法

応募者から提出された書類を総合的に勘案し会計監査人候補者を選定する。

6. 選定結果について

別途通知する。

7. その他

- ① 本学の規模、組織等の全般的概況情報は、本学のホームページ上に掲載されているものを参考とすること。主な掲載先のURLは次のとおり。
 - ・概要(平成21年度版)
<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/gaiyou/2009/2009.pdf>
 - ・基本理念と長期目標
<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/info-j/kihonrinen.html>
 - ・中期目標・中期計画
<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/info-j/chuki.pdf>
 - ・平成19事業年度及び中期目標期間(平成16～19事業年度)に係る業務の実績に関する報告書
<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/tenken/hyouka/houjin/h19/jisseki/19jissseki.html>
 - ・規程関係
http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_menu.html
 - ・財務に関する情報
<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/top-sub/johokoukai/zaimu.html>
- ② 各応募者から提出された書類は、必要に応じ文部科学省へ提出するほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、公開する法人文書の対象となるので、守秘することを要望する事項がある場合は、予め当該事項を指定すること。また、応募者は、本学が監査業務終了後会計監査人から提出される監査報告書を、情報公開法第22条第

1 項の定める，適時に，かつ，国民が利用しやすい方法により提供すべき情報として取り扱うことを了解すること。

- ③ 公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4号の使用人には，非常勤講師も含まれると解され，会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は，本学の非常勤講師となることができないのでその旨留意のうえ応募すること。

別紙

応募者の概要

(平成 年 月 日現在)

(1) 応募者の名称

(2) 代表者名

(3) 出資金

(4) 主たる事務所の所在地

(5) その他の事務所

(6) 国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」という。）の監査業務を主として担当する事務所（以下「主担当事務所」という。）の名称，責任者名，所在地

(7) 人員構成

人員数	_____名	(うち主担当事務所_____名)
(内訳) 公認会計士	_____名	(うち主担当事務所_____名)
補助者	_____名	(うち主担当事務所_____名)
その他	_____名	(うち主担当事務所_____名)

※ 補助者とは，公認会計士以外の監査スタッフ（公認会計士試験合格者で実務経験中の者を含む。）
(以下同じ)

(8) 北海道大学に対する監査実施体制

① 北海道大学の監査業務担当となる者

人員数	_____名	(うち主担当事務所_____名)
(内訳) 公認会計士	_____名	(うち主担当事務所_____名)
補助者	_____名	(うち主担当事務所_____名)

② 上記①のうち北海道大学に主に往査する者

人員数	_____名	(うち主担当事務所_____名)
(内訳) 公認会計士	_____名	(うち主担当事務所_____名)
補助者	_____名	(うち主担当事務所_____名)

③ 上記①のうち公的部門の監査経験を有する者

人員数 _____ 名 (うち主担当事務所 _____ 名)
(内訳) 公認会計士 _____ 名 (うち主担当事務所 _____ 名)
補助者 _____ 名 (うち主担当事務所 _____ 名)

④ 上記③のうち国立大学法人の監査経験を有する者

人員数 _____ 名 (うち主担当事務所 _____ 名)
(内訳) 公認会計士 _____ 名 (うち主担当事務所 _____ 名)
補助者 _____ 名 (うち主担当事務所 _____ 名)

(9) 国立大学法人の会計監査人選任実績

① 国立大学法人の会計監査人選任実績数

平成20年度 _____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)
平成21年度 _____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)

② 上記①のうち附属病院（動物病院を除く。）を設置している国立大学法人の会計監査人選任実績数

平成20年度 _____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)
平成21年度 _____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)

(10) 監査契約件数

① 監査契約総件数

_____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)

② 上記①のうち大学を設置している学校法人との監査契約件数

_____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)

③ 上記②のうち附属病院（動物病院を除く。）を設置している学校法人との監査契約件数

_____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)

④ 上記①のうち法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人(独立行政法人，特殊法人)との監査契約件数

※独立行政法人・・・独立行政法人通則法第2条に規定する法人をいう。

※特殊法人・・・総務省設置法第4条第15号に規定する法人をいう。

_____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)

⑤ 上記①のうち金融商品取引法第193条の2の規定に基づく企業との監査(金融商品取引法監査)契約件数若しくは資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社との監査(会社法監査)契約件数

_____ 件 (うち主担当事務所 _____ 件)